

## 主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 (1) 控訴人は、各被控訴人に対し、当該被控訴人名の記載された別紙「未払時間外賃金合計」中の「未払労働賃金合計」欄記載の月別の各金員及びこれらに対する各「給与支払年月日」欄記載の日の翌日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 控訴人は、各被控訴人に対し、当該被控訴人名の記載された別紙「未払時間外賃金合計」中の「付加金」欄の「合計」欄記載の各金員及びこれらに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを20分し、その1を控訴人の負担とし、その余は被控訴人らの負担とする。
- 4 この判決は、第2項(1)につき、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人らの請求をいずれも棄却する。」との判決を求めた。
- 2 被控訴人らは、控訴棄却の判決を求めた。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、警備業務に従事していた被控訴人らが、控訴人に対し、更衣時間、朝礼時間、休憩時間及び仮眠時間が労働時間に当たると主張して、それぞれ、雇用契約又は労働基準法37条に基づき、原判決別紙「未払時間外賃金合計(訂正)表2」中「月間未払時間外賃金合計」の「合計」欄記載の時間外賃金及び同表中「月間未払時間外賃金合計」欄記載の月別の各時間外賃金につき各「給与支払年月日」欄記載の日の翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金、労働基準法114条に基づき、原判決別紙「未払時間外賃金合計(訂正)表2」中「付加金」欄の「合計」欄記載の付加金及びこれらにつき本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が、更衣時間については5分、朝礼時間については10分の限度で労働時間に該当するとし、また、仮眠時間は労働時間に該当するなどとして被控訴人らの請求を一部認容したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

- 2 前提となる事実及び争点は、原判決3頁5行目の「施行管理」を「施工管理」に改め、当審における主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人の当審における主張)

- (1) 原判決は、本件の仮眠時間全体について労働時間性を認めたが、本件は、複数の警備員を配置し、シフト上も就労すべき時間帯を明らかにするとともに、物理的にも就労すべき場所と隔絶された場所において仮眠することができるような場合であるから、仮眠している警備員については原則として就労義務が免除されているというべ

きである。

(2) 控訴人は、被控訴人らに対し、仮眠を伴う宿泊をして勤務した場合に支給される手当(特定勤務手当)を支払っているから、被控訴人らの仮眠時間に関する請求が認容される場合には、上記特定勤務手当を控除すべきである。

(3) 付加金は、使用者に労基法違反行為に対する制裁を課し、将来にわたって違法行為の発生を抑止するとともに、労働者の権利の保護を図る趣旨で設けられたこと等にかんがみれば、控訴人に対して付加金を命じなければならない違法性や悪質性はない。

(被控訴人らの当審における主張)

(1) 原判決は、最高裁判例に沿って仮眠時間の労働時間性を認めたものであって正当である。

(2) 被控訴人らの仮眠時間中の労働実態からすれば、労働時間に当たることは明らかである。すなわち、救急車連絡要請表(甲6)には「A警備に仮眠者を起こすよう指示し」と記載されているし、不審者等に対応する場合や救急車が来たときには、本来は警備員複数で対応するのが基本とされており、実際にそのように対応していたものである。また、テレビ朝日から施錠依頼がある場合には、本部と正面は空けられないので仮眠者を起こして対応していた。さらに、食堂等の警報装置の発報があると警備員がその場に赴いて異常の有無を確認しており、この対応のために仮眠者を起こさなければならないこともしばしばであった。

(3) 控訴人の応訴態度等を総合的に考慮すれば付加金請求は認められるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人らの請求のうち、更衣時間及び朝礼時間の一部について認容した限度で理由があり、その余は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 更衣時間、朝礼時間及び休憩時間については、原判決「事実及び理由」欄の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 3 仮眠時間について

(1) 実作業に従事していない仮眠時間(以下「不活動仮眠時間」という。)においても、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということではできず、当該時間に労働者が労働から離れることが保障されていて、初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないと評価することができる。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきであり、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているといふことができる。ただし、仮眠時間中、労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられ、実作業への従事が必要が生じた場合に限られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情が認められる場合においては、労基法の労働時間には当たらないと解される(最一小判平

成14年2月28日民集56巻2号361頁参照)。

(2) これを本件について見ると、前提となる事実及び証拠(甲5の1, 2, 7の1の1, 2, 甲12, 14~16, 乙2~4, 7~9, 原審証人B, 同C, 原審における被控訴人D, 同E)並びに弁論の全趣旨を総合すれば、次のとおり認められる。

勤務表上(乙4)は、警備本部には24時間、駐車場には24時まで(ただし警備本部や巡回との兼務あり)、正面には午前2時まで警備員が配置されており、また、テレビ朝日に対する警備計画書(甲12)上も、警備本部(24時間座哨)、駐車場(9時から26時まで動哨・座哨)及び正面(9時から26時まで立哨)は警備員が常駐するポストとされているところ、勤務表上は、深夜時間帯(午後10時以降)には、4名の警備員のうち概ね2名が仮眠しており(時間によっては仮眠者が1名の場合もある。)、起きている警備員2名のうちの1名が警備本部(24時まで駐車場を兼務の場合あり。)に、他の1名が正面(午前2時まで)・巡回・本部等にあたる旨配置されていた。警備本部ポストと駐車場ポストは、いずれも本件ビル地下1階の警備室内にあり、警備本部ポストにはモニターが設置されて駐車場の様子を確認できる状況であったし、テレビ朝日で駐車場を使用できる者はタレント、放送作家等に限られ、その台数も1日10~15台前後に限られていたから、駐車場ポストは警備本部ポストと兼務し得るものであり、前記勤務表においても、警備本部と駐車場ポストとを兼務するシフトも組まれていた。また、警備本部ポストと駐車場ポストが別個にシフトされていた場合であっても、警備本部ポストの者が駐車場ポストの役割を兼務することが可能であったから、駐車場ポストの者が巡回することができた。さらに、正面玄関は午後10時に施錠されるため、その後の正面ポストの業務量は少ない。

シフト上、仮眠時間とされている者は、地下2階にある仮眠室(2名)又は清掃控室(1名)で仮眠をとっており、仮眠室及び清掃控室は、本部との連絡が取れるよう内線電話が設置されていた。仮眠時間とされた警備員は、仮眠室に滞在することとされていたが、仮眠室等では制服を脱いでパジャマに着替えて仮眠していた。

仮眠時間がとられていた午後10時以降の業務量は少なく、一定の限られた業務しか発生しない状況にあった。本件ビルで稼働していたテレビ朝日の従業員が退社する際、警備員は、当該部屋に向いて施錠を確認する業務を日常的に行っており、主として、勤務表で巡回者又は待機者に指定された者がこれに対応し、駐車場ポスト又は正面ポストの者が対応することも可能であり、仮眠者を起こして施錠確認をさせることは予定していなかった。

本件ビル9階の食堂及び女子休憩室には警報装置があり、異常があると警備本部で警報が鳴る仕組みとなっており(仮眠室で警報音が鳴るものではない。)、発報があると、警備本部の警備員は、就労している警備員に無線で連絡し、当該警備員はその場に急行して異常の有無を確認していた。もっとも、控訴人の契約期間中、食堂の警備装置での発報はすべて誤報であり、警備日誌には誤報の場合は発報があった場合でも記載していなかった。

本件ビルの駐車場スロープに浮浪者や泥酔者等の不審者が入り込むことがあり、この場合には、控訴人の警備員が対応することがあったが、ビル外周の警備は、控訴人の警備の対象ではなく、ビルに常駐している警備会社の警備員が対応していた。上

記駐車場スロープへの不審者への対応は、警備員が単独で行っており、不審者への対応の都度、仮眠者を起こすことはなかった。

(3) 被控訴人らは、不審者等に対応する場合は、複数の警備員で対応するのが原則とされており、実際にもそのように対応していたと主張し、社団法人東京ビルメンテナンス協会警備防災委員会が作成した警備員手帳(甲13)には「不審者や不審事象を発見し、危険が予想される時は、努めて単独処理を避け、他の警備員、110番または最寄りの交番へ連絡し、その協力を受けて処理する。」と記載されていることが認められる。しかし、上記警備員手帳の記載も、不審者等への対応は必ず複数で行うべきであるとしているものではなく、危険が予想される時には努めて単独処理を避けるようにとしているものであって、本件ビルへの不審者は、浮浪者か泥酔者であって、危険は予想されず、通常、単独処理で問題はなかったものであり(原審証人C, 原審における被控訴人D), 被控訴人らの主張は採用できない。

また、被控訴人らは、救急車への対応、施錠依頼、警報の発報などのため、しばしば仮眠者を起こさねばならなかったと主張し、救急車連絡要請表、過勤届、施錠確認表等を書証として提出している(甲6, 7の1~46の各2又は3)。確かに「救急車連絡要請表」(甲6)には平成13年4月6日25時30分にテレビ朝日8階制作の現場で女性が倒れて救急車が呼ばれたため、受付担当の警備員が警備本部の警備員に対して仮眠者を起こすよう指示した旨が記載されているものの、当日の勤務表の提出はなく、実際に、仮眠者が出勤したか否かは明らかではない上、上記「救急車要請連絡票」(甲6)はテレビ朝日ベストに提出する書面であって、テレビ朝日ベストに対し仮眠者を起こして対応したかのように体裁を整えただけで、実際には、仮眠者を起こした事実はない旨のFの陳述書(乙9)に照らすと、平成13年4月6日25時20分に仮眠者が出勤したか否かは明らかではない。さらに、過勤届は、警備長がビル警備の顧客に対して、控訴人(会社)として超過勤務分の料金を請求するための書類であって、警備員が控訴人に対して超過勤務手当等を請求するための書類ではなく、過勤届の「御承認印欄」には本来顧客側の承認印が押捺されるものであり(乙7, 9, 原審証人B), 現に控訴人から提出された過勤届(乙6の1~3)の御承認印欄には、テレビ朝日ベストのGの承認印が押捺されている。ところが、被控訴人らから提出されている過勤届(以下、甲7は省略し枝番のみ記載する。1~10の各2, 11の3, 14の3, 15の2, 16の2, 17の3, 18の2, 20の2, 21の2, 22の3, 27の2, 29の3, 31の2, 32の2, 35の3及び4, 37の2, 40の3, 41~44の各2, 46の2)の御承認印欄には、承認印が押捺されていなかったり、警備長Hの印と思われる印が押捺されており、正規の過勤届の様式を備えておらず、被控訴人Dも原審の本人尋問において、甲7の過勤届が正式に処理されたものではないと思う旨供述している。したがって、これら過勤届をもって、仮眠者が出勤したことを裏付けるには十分ではないといわざるを得ない。また、施錠確認表(以下、甲7は省略し枝番のみ記載する。11~14, 17, 19, 22, 23~26, 28~30, 33~36, 38, 39の各2)には仮眠中又は休憩中の者が施錠確認をした旨の記載があるが、勤務表と照らし合わせると就労中の警備員で十分対応可能であり仮眠中の警備員を起こす必要はなかったと思われるにもかかわらず起こして施錠確

認をさせた不自然な内容のものが多く見られる。そして、施錠確認は日常頻繁にあるので、まず、巡回者が施錠を確認に行き、巡回者がいない場合には、正面受付又は警備本部にいる者が施錠確認に行くこととしており、仮眠中の者を施錠確認のために起こすことはなかったとの原審証人Cの証言に照らすと、これら施錠確認表によって仮眠者が施錠確認のためにしばしば起きたと認めることはできない。

他に、仮眠者が実作業への従事の必要性があって出勤したことを認めるに足りる確な証拠はない。

(4) 前記(2)及び(3)認定事実からすると、本件の仮眠時間については、実作業への従事の必要性が生じることが皆無に等しいなど実質的に警備員として相当の対応をすべき義務付けがされていないと認めることができるような事情があるというべきである。したがって、本件の仮眠時間について労働基準法32条の労働時間に当たると認めることはできない。

4 そうすると、平成13年4月から平成15年5月までの間の勤務日につき、前記のとおり、勤務日数1日に対し、「更衣時間」5分、「朝礼時間」10分については労働時間と認められるから、別紙「未払時間外賃金合計」記載のとおり、被控訴人Dについては更衣時間25時間45分、朝礼時間51時間10分、被控訴人Eについては更衣時間27時間、朝礼時間53時間20分、被控訴人Iについては更衣時間26時間30分、朝礼時間53時間、被控訴人Aについては更衣時間26時間40分、朝礼時間53時間20分と認められる。したがって、各被控訴人は控訴人に対し、当該被控訴人名の記載された別紙「未払時間外賃金合計」中の「未払労働賃金合計」欄記載の月別の各金員及びこれらに対する各「給与支払年月日」欄記載の日の翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる（なお、別紙「未払時間外賃金合計」記載の「未払労働賃金合計」欄記載の金額は、「未払労働時間合計」×「時間賃金」×1.25【労働基準法37条1項、労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令】の算定式に基づくものである。）

また、前記のとおり、控訴人は、労働基準法37条の規定に違反しているから、前記認定の諸事情等に照らし、各被控訴人に対し、付加金として、当該被控訴人名の記載された別紙「未払時間外賃金合計」中の「付加金」欄の「合計」欄記載の各金員及びこれらに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うものと認められる（労働基準法114条）。

なお、控訴人は、付加金の支払を命ずるべきではない旨を主張するが、付加金の制度趣旨からすれば、本件において付加金支払を不相当とする事情は認められない。

5 よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 房 村 精 一

裁判官 打 越 康 雄

裁判官

吉 田 健 司

## 未払時間外賃金合計

D

給与支払 年月日	給与 対象月	更衣 時間	朝礼 時間	未払労働 時間合計	未払労働 時間合計分	時間 賃金	未払労働 賃金合計	付加金	認容 金額
2001/5/20	H13.4	0:55	1:50	2:45	165	1,089	3,743		3,743
2001/6/20	H13.5	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424		4,424
2001/7/20	H13.6	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424		4,424
2001/8/20	H13.7	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424		4,424
2001/9/20	H13.8	1:00	2:00	3:00	180	1,089	4,084		4,084
2001/10/20	H13.9	0:45	1:30	2:15	135	1,089	3,063	3,063	6,126
2001/11/20	H13.10	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2001/12/20	H13.11	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2002/1/20	H13.12	1:00	2:00	3:00	180	1,089	4,084	4,084	8,168
2002/2/20	H14.1	1:00	2:00	3:00	180	1,089	4,084	4,084	8,168
2002/3/20	H14.2	0:55	1:50	2:45	165	1,089	3,743	3,743	7,487
2002/4/20	H14.3	0:55	1:50	2:45	165	1,089	3,743	3,743	7,487
2002/5/20	H14.4	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2002/6/20	H14.5	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2002/7/20	H14.6	1:00	2:00	3:00	180	1,089	4,084	4,084	8,168
2002/8/20	H14.7	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2002/9/20	H14.8	1:00	2:00	3:00	180	1,089	4,084	4,084	8,168
2002/10/20	H14.9	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2002/11/20	H14.10	1:05	1:50	2:55	175	1,089	3,970	3,970	7,941
2002/12/20	H14.11	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2003/1/20	H14.12	1:00	2:00	3:00	180	1,089	4,084	4,084	8,168
2003/2/20	H15.1	1:05	2:10	3:15	195	1,089	4,424	4,424	8,848
2003/3/20	H15.2	0:40	1:20	2:00	120	1,089	2,723	2,723	5,445
2003/4/20	H15.3	0:55	1:50	2:45	165	1,089	3,743	3,743	7,487
2003/5/20	H15.4	0:55	1:50	2:45	165	1,095	3,764	3,764	7,528
2003/6/20	H15.5	0:45	1:30	2:15	135	1,095	3,080	3,080	6,159
D合計		25:45:00	51:10:00	76:55:00			104,740	83,641	188,381

## 未払時間外賃金合計

E

給与支払 年月日	給与 対象月	更衣 時間	朝礼 時間	未払労働 時間合計	未払労働 時間合計分	時間 賃金	未払労働 賃金合計	付加金	認容 金額
2001/5/20	H13.4	0:45	1:30	2:15	135	1,026	2,886		2,886
2001/6/20	H13.5	1:05	2:00	3:05	185	1,026	3,954		3,954
2001/7/20	H13.6	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168		4,168
2001/8/20	H13.7	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168		4,168
2001/9/20	H13.8	1:10	2:20	3:30	210	1,026	4,489		4,489
2001/10/20	H13.9	1:00	2:00	3:00	180	1,026	3,848	3,848	7,695
2001/11/20	H13.10	1:05	1:50	2:55	175	1,026	3,741	3,741	7,481
2001/12/20	H13.11	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168	4,168	8,336
2002/1/20	H13.12	1:10	2:20	3:30	210	1,026	4,489	4,489	8,978
2002/2/20	H14.1	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168	4,168	8,336
2002/3/20	H14.2	1:00	2:00	3:00	180	1,026	3,848	3,848	7,695
2002/4/20	H14.3	1:00	2:00	3:00	180	1,026	3,848	3,848	7,695
2002/5/20	H14.4	1:05	2:00	3:05	185	1,026	3,954	3,954	7,909
2002/6/20	H14.5	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168	4,168	8,336
2002/7/20	H14.6	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168	4,168	8,336
2002/8/20	H14.7	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168	4,168	8,336
2002/9/20	H14.8	1:10	2:20	3:30	210	1,026	4,489	4,489	8,978
2002/10/20	H14.9	1:00	2:00	3:00	180	1,026	3,848	3,848	7,695
2002/11/20	H14.10	1:00	2:00	3:00	180	1,026	3,848	3,848	7,695
2002/12/20	H14.11	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168	4,168	8,336
2003/1/20	H14.12	1:00	2:00	3:00	180	1,026	3,848	3,848	7,695
2003/2/20	H15.1	1:05	2:10	3:15	195	1,026	4,168	4,168	8,336
2003/3/20	H15.2	0:55	1:50	2:45	165	1,026	3,527	3,527	7,054
2003/4/20	H15.3	0:55	1:50	2:45	165	1,026	3,527	3,527	7,054
2003/5/20	H15.4	0:55	1:50	2:45	165	1,032	3,548	3,548	7,095
2003/6/20	H15.5	1:00	2:00	3:00	180	1,032	3,870	3,870	7,740
E 合計		27:00:00	53:20:00	80:20:00			103,071	83,406	186,476



## 未払時間外賃金合計

I

給与支払 年月日	給与 対象月	更衣 時間	朝礼 時間	未払労働 時間合計	未払労働 時間合計分	時間 賃金	未払労働 賃金合計	付加金	認容 金額
2001/5/20	H13.4	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696		4,696
2001/6/20	H13.5	1:00	2:00	3:00	180	1,156	4,335		4,335
2001/7/20	H13.6	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696		4,696
2001/8/20	H13.7	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696		4,696
2001/9/20	H13.8	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696		4,696
2001/10/20	H13.9	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696	4,696	9,393
2001/11/20	H13.10	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696	4,696	9,393
2001/12/20	H13.11	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696	4,696	9,393
2002/1/20	H13.12	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696	4,696	9,393
2002/2/20	H14.1	0:50	1:40	2:30	150	1,156	3,613	3,613	7,225
2002/3/20	H14.2	0:55	1:50	2:45	165	1,156	3,974	3,974	7,948
2002/4/20	H14.3	1:10	2:20	3:30	210	1,156	5,058	5,058	10,115
2002/5/20	H14.4	1:00	2:00	3:00	180	1,156	4,335	4,335	8,670
2002/6/20	H14.5	0:55	1:50	2:45	165	1,156	3,974	3,974	7,948
2002/7/20	H14.6	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696	4,696	9,393
2002/8/20	H14.7	1:05	2:10	3:15	195	1,156	4,696	4,696	9,393
2002/9/20	H14.8	1:00	2:00	3:00	180	1,156	4,335	4,335	8,670
2002/10/20	H14.9	1:00	2:00	3:00	180	1,156	4,335	4,335	8,670
2002/11/20	H14.10	0:55	1:50	2:45	165	1,156	3,974	3,974	7,948
2002/12/20	H14.11	1:00	2:00	3:00	180	1,156	4,335	4,335	8,670
2003/1/20	H14.12	1:00	2:00	3:00	180	1,156	4,335	4,335	8,670
2003/2/20	H15.1	1:10	2:20	3:30	210	1,156	5,058	5,058	10,115
2003/3/20	H15.2	0:50	1:40	2:30	150	1,156	3,613	3,613	7,225
2003/4/20	H15.3	1:00	2:00	3:00	180	1,156	4,335	4,335	8,670
2003/5/20	H15.4	1:05	2:10	3:15	195	1,165	4,733	4,733	9,466
2003/6/20	H15.5	0:50	1:40	2:30	150	1,165	3,641	3,641	7,281
I 合計		26:30:00	53:00:00	79:30:00			114,942	91,822	206,764

## 未払時間外賃金合計

A

給与支払 年月日	給与 対象月	更衣 時間	朝礼 時間	未払労働 時間合計	未払労働 時間合計分	時間 賃金	未払労働 賃金合計	付加金	認容 金額
2001/5/20	H13.4	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217		4,217
2001/6/20	H13.5	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217		4,217
2001/7/20	H13.6	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217		4,217
2001/8/20	H13.7	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217		4,217
2001/9/20	H13.8	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217		4,217
2001/10/20	H13.9	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2001/11/20	H13.10	1:00	2:00	3:00	180	1,038	3,893	3,893	7,785
2001/12/20	H13.11	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/1/20	H13.12	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/2/20	H14.1	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/3/20	H14.2	0:50	1:40	2:30	150	1,038	3,244	3,244	6,488
2002/4/20	H14.3	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/5/20	H14.4	1:00	2:00	3:00	180	1,038	3,893	3,893	7,785
2002/6/20	H14.5	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/7/20	H14.6	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/8/20	H14.7	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/9/20	H14.8	0:55	1:50	2:45	165	1,038	3,568	3,568	7,136
2002/10/20	H14.9	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2002/11/20	H14.10	1:00	2:00	3:00	180	1,038	3,893	3,893	7,785
2002/12/20	H14.11	1:05	2:10	3:15	195	1,038	4,217	4,217	8,434
2003/1/20	H14.12	0:55	1:50	2:45	165	1,038	3,568	3,568	7,136
2003/2/20	H15.1	1:10	2:20	3:30	210	1,038	4,541	4,541	9,083
2003/3/20	H15.2	0:45	1:30	2:15	135	1,038	2,919	2,919	5,839
2003/4/20	H15.3	1:00	2:00	3:00	180	1,038	3,893	3,893	7,785
2003/5/20	H15.4	0:50	1:40	2:30	150	1,044	3,263	3,263	6,525
2003/6/20	H15.5	1:00	2:00	3:00	180	1,044	3,915	3,915	7,830
A 合計		26:40:00	53:20:00	80:00:00			103,841	82,757	186,598